令和6年度

公益財団法人 茂木本家教育文化財団 奨学生募集要項(大学等)

公益財団法人茂木本家教育文化財団は、大学・短期大学の学生で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行うことによって社会に有用な人材を育成することを目的としています。

令和6年度は、次の要項により奨学生を募集いたします。

- 1. 応募資格 次のいずれの条件にも該当する者
 - (1) <u>令和6年4月</u>に大学(医歯学系及び短期大学、専門学校を含む。以下同じ)に 入学した者(新入生に限ります)
 - (2) <u>学業優秀 (高校3年間評定5段階評価で平均4.3以上)</u>であり、品行方正である者
 - (3) 学費の支弁が困難と認められる者。
 - (4) 他の奨学金財団等との併願・併給を認めます。※尚、1学校から応募できる人数を3名までと制限させていただきます。
- 2. 奨学生の採用予定数

学内選考を行います。

大学生等 若干名

※選考実績:直近の5カ年では、大学生17名を選考しています。

- 3. 奨学金支給額・支給方法・支給期間
 - (1) 支給月額 大学生3万円(返還不要)
 - (2) 令和6年4月分より支給します。令和6年度は7月に4~9月の6か月分、10月に10~12月分、令和7年1月に1~3月分を支給します。
 - (3) 支給期間は大学学部在籍期間(最長4年間)とします。
 - (4) 原則として、年2回研修会を開催し、出席を求めます。

4. 応募書類

- (1) 奨学生願書(必ず<u>ご本人が記入</u>してください。保護者記入のものは受付ません。)
 - ① 所得金額を証明する『源泉徴収票』(給与所得)又は『確定申告書(控)一式』 (給与所得以外)のコピーを必ず添付して下さい。添付なき場合は、選考対象 になりません。
 - (※) 個人事業主の場合

『確定申告書』に付属の<u>所得税決算書(損益計算書)とその資料も必ず添付</u>して下さい。

- ② 生活保護、児童手当等の公的な扶助・給付を受けている場合は、 願書の 公的な扶助・給付欄 に当該金額を記載し、証明書を添付して下さい。
- ③ 希望理由シートの、『将来の夢』と『自分のアピールポイント』は、必ず記入して下さい。

- (2) 在学証明書
- (3) 学業成績証明書(大学入学前の高校3年間の評定が出ているもの)
- (4) 出欠席の記録(高校3年間の出欠状況を証明する書類)
- (5) 推薦書(大学の学校長または学部長の作成したもの) 推薦書は氏名のみ自分で記入し、その他は指導教員に記入してもらうこと。日付/学校名/学部長・学校長の欄は、提出後に大学で記入。
- 5. 応募書類締切日

令和6年5月27日(月)事務局着 厳守(締切日を過ぎての提出は無効となります)

- 6. 選考 大学への提出期限:5月10日(金)16時 提出先:美術教務係、
 - (1) 当公益財団の選考委員会において、応募書類により選考します。 音楽教務学生募集係、
 - (2) 選考の結果は、在籍大学に通知します。(7月上旬頃)

または各校地事務室へ提出

7. 学業成績証明書・生活状況報告書の提出

奨学生は、毎学年終了後4月上旬までに、学業成績証明書・生活状況報告書を当公益 財団事務局に提出していただきます。

8. 異動の届け出

奨学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当することとなった場合は、速やかにその旨を当公益財団事務局に提出していただきます。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、奨学金振込銀行その他重要な事項に変更があったとき
- 9. 奨学金の休止、停止、又は廃止

奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、あるいは学業、性行などの状況により指導上必要があると認めたとき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。この場合、当該事由発生以後に受領した奨学金があるときは、これに相当する金額を速やかに当公益財団の事務局に返還していただきます。

10. 応募書類の送付先・問い合わせ先

〒 278-0037 千葉県野田市野田 245 番地

公益財団法人茂木本家教育文化財団 事務局長 伊藤 誠治

財団事務所:(日)(月)(水)9:00~17:00

TEL 04-7120-1003 FAX 04-7120-1002 <緊急>携帯 090-1673-9090

e-mail:zaidan@mogi-honke.jp

以上

財団法人茂木本家教育基金設立趣意書

1. 設立の趣旨

明治以来の日本の発展、第二次世界大戦後の復興、さらに高度成長期を経て世界の先進国の仲間入りをするに至ったプロセスは、多くの要因によって可能となったものでありますが、中でも教育が果たした役割は、実に大きなものがあったといえましょう。

いま人類社会は、地域紛争や地球環境等の困難な問題をかかえて、大きな曲がり角にさしかかっているように感ぜられます。国際化が進展しつつある今日、日本は決して日本だけでは存在し得ず、国益を踏まえつつも、国際的な責務を果たしながら、世界の中でどう生きるかを考えなければなりません。かかる状況の中で、次世代を担う人材の育成は、ますます重要な課題となっております。

現在の日本はずいぶん豊かになったとはいえ、優秀な資質と強固な意志を持ちながら、 経済的理由により勉学の機会を失する青少年が少なくありません。また、さまざまな奨学 金給付の組織があるものの、米国等のレベルに較べれば、及ぶべくもありません。これら の歴史、現状を考えるとき、青少年育成のための援助をすることは、意義あることと思わ れます。

茂木七左衞門は、以上の思いから、継続的に青少年の育成に貢献することを目的として、ここに財団法人の設立を発意し、金2億6千万円および野田市内に所有する貸地(約5万6千平方メートル)を寄付することにいたしました。この法人は、奨学金給付の事業を通じて青少年の育成をはかり、もって社会に寄与することを、設立の趣旨とするものであります。

2. 設立申請に至るまでの経緯

茂木本家の成立は江戸時代のはじめに遡ります。先祖は豊臣家の旗下で、大阪城落城時に討死いたしました。その未亡人が、忘れ形見の男の子と少数の従者をつれて城を逃れ出て、大変な苦労の末に現在の千葉県野田市に辿り着き、茂木という家を興したと伝えられております。そして、その忘れ形見の男の子が初代の茂木七左衞門を名乗り、今日まで約400年近く続いているわけです。現在の茂木七左衞門は12代目に当たります。

創立当初は、まさに「赤貧洗うが如し」という状況で、正月に雑煮を祝うための餅つき もできない有様でした。仕方なしに、雑煮の代わりにきしめんや蕎麦で正月を祝ったそう です。この当時の祖先の苦労を忘れてはいけないということで、茂木家では正月三が日は 餅を食べないという家訓がありました。その後、分家では餅を食べるようになりましたが、 今でも茂木本家だけはこの家訓を守っております。 暮らしを立てるためにはじめた当初の味噌、そして後に醤油の醸造業が、段々に軌道に乗り、幸いにしていつか暮らしも安定し、コミュニティーの中で主導的な役割をさせていただくようになりました。そしていずれの頃からか詳らかではありませんが、地域の公益的なことにも応分のお手伝いをさせていただくようになりました。中でも教育には代々関心を持っておりましたようです。多くの場所でそういう事例があるようですが、いまも野田の中央小学校には「茂木学校」という額が保存されております。当主の七左衞門も、この当家の伝統を重んじ、地元の方々のご要望に応えて小学校の同窓会長をつとめさせていただきながら、ささやかではありますが時々個人で寄付をさせていただいたり、学校用地などについて、できるだけの便宜を計らせていただいてきております。

養子の賢三郎は、地元野田で義務教育を終える頃、同級生の中に、学校の成績が良いのに家の経済的な事情で、高校への進学を諦めざるを得ない子供が何人かいたことを、今も残念に思っております。この中からは、昼間働きながら夜間の高校、そして大学に通い、税理士等の国家資格を取得するなどして成功している人もいますが、大半は勉学を続けることを諦めてしまいました。また大学の友人の中には、奨学金をもらい、一週間に家庭教師のアルバイトを8件もこなしながら勉学に励み、ついには専門分野の権威者として名を成した人もおりました。こうした体験から賢三郎は、意欲や能力に恵まれていれば、たとえ経済的に恵まれていなくても、本人の努力によって自己実現を達成する事の可能な社会が健全な社会だという、信念をいだくようになっております。

賢三郎の妻瓊子も、子供の頃から祖父下条康麿が若い人達を指導する姿を見ながら育ちました。その頃祖父下条康麿はいつも書生をおき、食住の面倒を見るに加えて学資の援助をし、さらに折にふれて学業についても相談に乗り、学期が終わると成績表を見ながら次の期の勉学方針などについても、本人から話を聞き指導する時間を持っておりました。瓊子は、祖父のそうした全人的教育に対する情熱を目の辺りにしながら育ち、いつか自分もそうした点で社会貢献をしたいものと考えておりました。

今回の財団設立の計画は、人を育てることが日本の未来を担うものであり、また優秀な 資質と堅固な意思をもちながら、経済的理由により勉学を続けることの困難な青少年を、 ささやかながらも応援したいという、茂木本家内の思いが集積したものであります。

財団法人 茂木本家教育基金

設立発起人代表者 茂木 七左衞門

公益財団法人 茂木本家教育文化財団 奨学生願書

(必ず本人記載のこと)

	申請日 令和 年 月	日
97 4.0 cm ЭЈ 3.5 cm	本人氏名 自国語	印
胸から上	ローマ字	
	連帯保証人氏名	印

このたび、貴公益財団の奨学生として採用していただきたく、推薦書および在学証明書 を添えて申請いたします。

	ふりがな 氏 名	年 月 日生 男・女 未婚・既婚
申	現住所	〒 (−)
請	- 死圧//	TEL () 、メール・アドレス
者	学校名	入学 年 月 卒業予定 年 月 (学部・学科名)
連帯	ふりがな 氏 名 .	年 月 日生 申請者との関係
保証人	現住所	〒 (-)
		TEL ()

	学校区分	学校	名			住 所		入告	学・卒業	業 年次	
申請者学歴	中学校							入学	年	月	
	1777		<u> </u>					卒業	年	月	
	高等学校							入学	年	月	
								卒業	年	月	
	氏 名	続柄	年齢	職業			所		同居有無		
家							****				
族				-							
状											
況											
	■給与所得(会社員)の	世帯						単位	:万円	
	(1) 主に家	計を支えて	続和	5	昨年1年間の			間の所得金	額		
	いる人の	氏名	יוישעוו	3	給与	予金額	そ	の他		計	
	(2) 他に家	 計を支えて									
	いる人の		続杯	万	給与金額 その他						
生	■給与所得以		業主)の							工:万円	
上 活	(1) 主に家		続析	昨年1年間の							
状	いる人の) 氏名			(I) H	又入金額	② 所	得金額		1)-2	
況											
	(2) 他に家	計を支えて	♦±15	-	昨年1年間の所得金額						
	いる人の	D氏名	मिर्गा	続柄		収入金額 ② 所得		行得金額	(1)-2	
	■公的な扶助・給付				単位:万円					单位:万円	
	生活仍	生活保護			児童手当 児童扶養手当		その他		合計		

- (注) 1) 給与所得(会社員) の場合は給与金額欄には<u>源泉徴収票の支払金額</u>を記入してください。
 - 2) 給与所得以外(個人事業主)の場合は<u>確定申告(第一表)の収入金額、所得金額</u>を ①-②はその差額を記入してください。
 - 3) なお、上記の源泉徴収票、確定申告書関係書類のコピーをすべて添付してください。

■奨学金希望理由
家族の状況、家計の状況、災害等の被害状況、その他具体的に。(特に家計支持者の倒産、解雇、 離別、病気、事故等による家計急変の事由が生じた場合には、その旨及び今後の収入の見通し等
について。)
■「将来の夢」と「自分のアピールポイント」について
■他の奨学金財団等への申請予定及び受給決定状況について
当財団は他の奨学金財団等との併願・併給を認めておりますが、参考情報としてご記入ください。 併願・併給の有無について(どちらかに○をお付け下さい) 有り 無し 無し

奨 学 生 推 薦 書

学校名	氏 名
学業について	
行 動 性 格 について	
推薦理由	
	上記の者は、学業優秀、品行方正かつ心身健全であり貴財団の奨学生として、
	選考されることが適当と認められますので推薦します。
	選考されることが適当と認められますので推薦します。 指導教員: 印
	指導教員: 印
	指導教員: 印 令和 年 月 日 公益財団法人 茂木本家教育文化財団 御中 (所在地) 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
	指導教員: 印 令和 年 月 日 公益財団法人 茂木本家教育文化財団 御中 (所在地) 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8